

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和5年12月25日

松江地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 松江地方検察庁 令和5年第2号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和5年12月25日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

令和2年5月1日から令和2年9月15日までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

被告人兩名は、中小企業庁が所管する国の持続化給付金制度を利用して同給付金名目で現金をだまし取ろうと考え、多数の申請名義人、氏名不詳者らと共謀の上、同給付金の給付対象者に該当しないのに、中小企業庁から同給付金事務事業の委託を受けた業者に対し、各申請名義人の事業内容・事業収入等の内容を偽って、給付申請ページに接続して、虚偽を含む内容を入力するとともに、内容虚偽を含む画像データ等を送信し、同給付金の給付申請を行い、同業者の担当者らに、同給付申請が給付要件を満たす正当なものであると誤信させ、その給付を決定させて各申請名義人の口座に現金を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させた行為。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

被告人らが犯罪に使用した申請名義（検察官が既に把握しているもの）

アビルトモコ、アビルユカ、イソワキモリオ、ウガワヤスコ、カトウタダカズ、カドワキトシユキ、カマダ、シラサワヨシオ、シングウサトミ、スエヨシ、ソネジュンコ、ソブエイサム、タナカマコト、タニオカ、タメヒロサツキ、チャキテイジ、トネフジコ、ニワトシユキ、ノザキフミコ、ハットリマサコ、ババ、ヒラタカズヒロ、フジワラ、ホリウチカツヒコ、ホリウチカツヒサ、マチダジュンコ、ミオフミコ、ミノオカサトリ、ミヤシゲショウ、ヤマグチリュウスケ、ヤマゾエヒロコ、ヤマダカズコ、ワタナベイツコ

- 5 開始決定の時ににおける給付資金の額 金1,657万7,444円
- 6 支給申請期間 令和5年12月25日から令和6年1月25日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
 - (1) 被告人氏名 ①大竹留みこ、②丸山 伸悟
 - (2) 裁判所名 ①②松江地方裁判所
 - (3) 裁判年月日 ①②令和3年11月25日
 - (4) 確定年月日 ①令和4年4月9日、②令和3年12月10日
 - (5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人兩名は、多数の申請名義人、氏名不詳者らが共謀して、中小企業庁が所管する国の持続化給付金制度の給付対象者に該当しないのに、中小企業庁から同給付金事務事業の委託を受けた業者に対し、各申請名義人の事業内容・事業収入等の内容を偽って、給付申請ページに接続して、虚偽を含む内容を入力するとともに、内容虚偽を含む画像データ等を送信し、同給付金の給付申請を行い、同業者の担当者らに、同給付申請が給付要件を満たす正当なものであると誤信させ、

その給付を決定させて各申請名義人の口座に振込入金させてだまし取った現金の帰属を仮装しようと考え、氏名不詳者らと共謀の上、令和2年7月10日から同年9月15日までの間、11回にわたり、名古屋市内の名古屋中央郵便局ほか7か所において、持続化給付金の名目でだまし取った現金合計1,709万円を、被告人大竹らが管理する中林一夫名義の通常貯金口座ほか3口座に預け入れて入金し、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装したものである。

(罪 名)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（同法第10条1項前段）

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒690-0886 松江市母衣町50番地

松江地方検察庁 被害回復給付金担当

電話番号（代表） 0852-32-6700 内線363

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（松江地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（松江地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。